

神戸市公共建築工事積算基準

(目的)

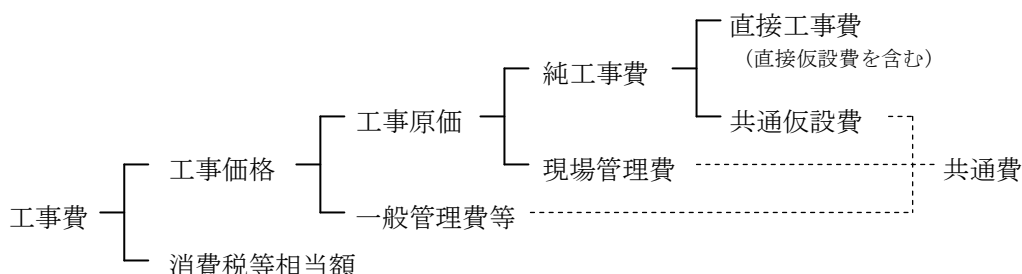
第1 この基準は、神戸市の公共建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(工事費の種別及び区分)

第2 工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

(工事費の構成)

第3 工事費の構成は、次のとおりとする。



(直接工事費)

第4 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。

一 算定の方法

算定の方法は、次のアからウによる。

ア 材料価格及び機器類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。

イ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

ウ ア又はイによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

二 単価及び価格並びに数量

算定の方法に用いる単価及び価格並びに数量については、建築工事においては「神戸市建築工事積算要領」、電気設備工事及び昇降機設備工事においては「神戸市建築電気設備工事積算要領」、機械設備工事においては「神戸市建築機械設備工事積算要領」による。

(共通費)

第5 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「神戸市公共建築工事共通費積算基準」の定めによる。

一 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

二 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

三 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。

(消費税等相当額)

第6 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

(設計変更における工事費)

第7 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

附 則

この基準は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事については平成29年4月1日から適用する。

神戸市公共建築工事共通費積算基準

目 次

1. 共通費の区分	1
2. 共通仮設費の算定	3
3. 現場管理費の算定	6
4. 一般管理費等の算定	8
5. 設計変更における共通費の取り扱い	9
6. 合併入札工事の共通費の取り扱い	9
7. 後工事の取り扱い	9
8. 工事を一時中止した場合の取扱い	10
9. 建築工事の発注におけるその他の取扱い	11
別表	17

1. 共通費の区分

(1) 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。

共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。ただし、各種負担金を含めて発注する場合は、共通費の算定の対象とはせずに、当該工事の工事価格に単独の項目として費用を計上する。

(2) 共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。
算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。

設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。

表－1 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－2 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金

神戸市公共建築工事共通費積算基準

法定福利費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－３ 一般管理費等

項目	内容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－４ 付加利益等

法人税，都道府県民税，市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

２．共通仮設費の算定

(1) 共通仮設費は、表－１の内容について、費用を積上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。

(2) 共通仮設費率により算定する場合は、次式による。

$$\text{共通仮設費} = (\text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}) + \text{積上げによる共通仮設費}$$

(3) 共通仮設費率は、別表－１から別表－７によるものとし、当該共通仮設費率に含まれる内容は、表－５及び表－６とする。

表－５ 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用 ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
工 事 施 設 費	場内通信設備、洗車設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、コンクリートの塩分、アルカリ骨材等試験費、工事表示板等その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－6 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用 ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(4) 共通仮設費率の算定に用いるT(工期)は、過去の類似工事の実績や個別の条件を考慮し適切に定めるものとし、原則として想定される契約予定日の翌日から契約上の工期末までの日数とする。ただし、設計図書等で実際の施工期間等が明示されている場合は、それに応じた日数とすることができる。

想定した契約予定日と実際の契約日が異なっても原則としてT(工期)の変更は行わない。

なお、月単位の換算は、その日数を30日/月で除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

(5) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、通常の建物本体工事（以下「一般工事」という。）に、通常の建物本体工事に含まれない表－7に示す工事等（以下「その他工事」という。）を含ませて発注する場合、以下により共通仮設費を算定する。

一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、その他工事の共通仮設費は、その他工事の直接工事費に対応する共通仮設費率を1%として算定する。

表－7 その他工事

<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事 ・ 造園工事 ・ 舗装工事 ・ とりこわし工事 ・ 電波障害防除設備工事 ・ さく井設備工事
--

※ 改修工事における撤去はとりこわし工事に含まない

(6) その他工事を単独で発注する場合について

その他工事を単独で発注する場合の共通仮設費は、専門工事業者からの見積もりを参考に計上する。

(7) 労務費の少ない設備工事について

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合の共通仮設費率は、その率に0.9を乗じる。

(8) 発生材処分費の取り扱いについて

- ① 発生材処分費は、建設発生土処分費を含む。
- ② 発生材処分費を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。
- ③ 共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

(9) リース料等の取り扱いについて

仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料については、これらの費用の共通仮設費を算定しない。

なお、共通仮設費率は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率とする。

(10) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について

- ① 共通仮設費は新営工事と改修工事に区分して算定する。
- ② 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。
- ③ 積上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

(11) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について

- ① 共通仮設費は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。
ただし、主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費を算定することができる。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。
- ② 積上げによる共通仮設費はそれぞれの工事種別毎に区分して計上する。

3. 現場管理費の算定

(1) 現場管理費は、表－2の内容について、費用を積上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。

(2) 現場管理費率により算定する場合は、次式による。

$$\text{現場管理費} = (\text{純工事費} \times \text{現場管理費率}) + \text{積上げによる現場管理費}$$

(3) 現場管理費率は、別表－8から別表－14によるものとし、現場管理費率に含まれる内容は表－2による。

(4) 現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積上げにより算定して加算する。
また、条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外）は、積上げにより算定して加算する。

(5) 現場管理費率の算定に用いるT（工期）は過去の類似工事の実績や個別の条件を考慮し適切に定めるものとし、原則として想定される契約予定日の翌日から契約上の工期末までの日数とする。ただし、設計図書等で実際の施工期間等が明示されている場合は、それに応じた日数とすることができる。

想定した契約予定日と実際の契約日が異なっても原則としてT（工期）の変更は行わない。

なお、月単位の換算は、その日数を30日/月で除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

(6) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含ませて発注する場合、以下により現場管理費を算定する。

一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、その他工事の現場管理費は、その他工事の純工事費に対する現場管理費率を2%として算定する。

(7) その他工事を単独で発注する場合について

その他工事を単独で発注する場合の現場管理費は、専門工事業者からの見積もりを参考に計上する。

(8) 労務費の少ない設備工事について

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合の現場管理費率は、その率に0.8を乗じる。

(9) 発生材処分費の取り扱いについて

① 発生材処分費は建設発生土処分費を含む。

② 発生材処分費を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。

③ 現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

(10) リース料等の取り扱いについて

仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。

なお、現場管理費率は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率とする。

(11) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について

- ① 現場管理費は新営工事と改修工事に区分して算定する。
- ② 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。
- ③ 積上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

(12) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について

- ① 現場管理費は、それぞれの工事種別毎の現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

- ② 積上げによる現場管理費はそれぞれの工事種別毎に区分して計上する。

4. 一般管理費等の算定

- (1) 一般管理費等は、表－3及び表－4の内容について、工事原価に対する比率（以下「一般管理費等率」という。）により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。

$$\text{一般管理費等} = (\text{工事原価} \times \text{一般管理費等率}) + \text{積上げによる一般管理費等}$$

- (2) 一般管理費等率は、別表－15から別表－17による。

なお、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

- (3) 契約保証費については、工事原価に表－8による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表－8 契約保証費率

内容	(%)
保証の方法1：発注者が金銭的補償を必要とする場合 (神戸市工事請負契約約款第4条を採用する場合)	0.04
保証の方法2：上記以外の場合	補正しない
注) 保証の方法2の具体例は以下のとおり。 神戸市契約規則第25条(1)、(2)及び(6)の規定により、契約保証金の納付を免除できる工事請負契約である場合 注) 発注者が役務的保証を必要とする場合は、契約保証費率0.09%とする。	

- (4) その他工事を単独で発注する場合について

その他工事を単独で発注する場合の一般管理費は、専門工事業者からの見積もりを参考に計上する。

- (5) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

- (6) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

5. 設計変更における共通費の取り扱い

(1) 共通仮設費については、共通仮設費を積上げにより算定した場合は設計変更においても積上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

(2) 現場管理費については、現場管理費を積上げにより算定した場合は設計変更においても積上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

(3) 一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。ただし、設計変更については、契約保証費にかかる補正を行わない。

(4) 神戸市工事請負契約約款第 21 条に基づく工期延長を行う場合は、一般的な天候不良や関連工事の調整等による無償延長であるため、共通仮設費率、現場管理費率の算定に用いる T (工期) は変更しない。

発注者の責又は不可抗力(天災等)により契約上の工期末を変更する場合は、原則として T (工期) の変更を行う。この場合の工期の起算日は当初想定した契約予定日の翌日とする。ただし、工期変更の起因や程度によっては実情を考慮し、別の取扱いをすることができる。

6. 合併入札工事の共通費の取り扱い

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事(以下「営繕工事」という。)のいずれかと、土木工事等(以下「営繕工事以外の工事」という。)を一括して発注する場合の共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事毎の共通費に関する定めにより算定する。

7. 後工事の取り扱い

本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事(以下「後工事」という。)を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等は、契約済みのすべての工事(以下「前工事」という。)と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。

8. 工事を一時中止した場合の取扱い

工事の一時中止に伴う増加費用（工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用）の算定は、「建築・設備工事 工事一時中止に係るガイドライン」（令和2年4月）による他、以下による。

- (1) 工事一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下、「工事現場の維持等に要する費用」という。）に本支店における増加費用を加算した費用とする。
- (2) 工事現場の維持等に要する費用は、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（基本計画書）に基づき実施した内容について見積りを求め、それを参考に積上げ計上する。
- (3) 工事現場の維持等に要する費用として積上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初予定価格の作成時に積上げで算定したものについては、当初積算の方法により積上げ計上する。
- (4) 工事一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、工事中止に伴う増加費用（積上げ分）を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
- (5) 一般管理費等率は、工事原価に工事一時中止に伴う増加費用（積上げ分）を加算した額に対応する一般管理費等率とする。
- (6) 契約保証費にかかる補正は行わない。
- (7) 工事一時中止があった場合、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期には、工事一時中止を理由に工期延伸する期間を含まない。

9. 建築工事の発注におけるその他の取扱い

(1) 共通仮設費率に含まれる内容と含まれない内容の区分について

共通仮設費のうち、共通仮設費率に含まれる内容と含まれない内容の区分は、表－9に示す。

表－9 共通仮設費内訳区分

大分類	小分類	共通仮設費率に含む内容		その他共通仮設費（積上げ）	
		区分	摘 要	区分	摘 要
準備費	敷地測量費			○	
	進入路整備費			○	進入路の整備、補強維持管理費、復旧費
	道路占有料			△	申請者が市の場合は無償、 外郭団体等の場合は有償となる
	仮設用地借地料			○	仮設用地を借用する場合の用地借上費
	近隣家屋調査費			○	近隣家屋の工事施工前の状態等の調査測量
	敷地整理費（新営）	○			
	その他準備に要する費用	○			
仮設建物費	監理事務所（敷地内）	○	会議室等も含む		
	現場事務所（敷地内）	○			
	倉庫・下小屋	○			
	作業員施設等に要する費用	○			
	イメージアップ費			○	設計図書に図示がある場合のみ
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	○			
	洗車設備（高压水洗等）	○			
	洗車ピット			○	設計図書に図示がある場合のみ
	仮囲い			○	
	工事用道路・歩道構台			○	
	イメージアップ費			○	設計図書に図示がある場合のみ
環境安全費	安全標識	○			
	消火設備等の施設の設置	○			
	隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用	○			
	安全管理・合図等の要員費			○	警備員費等（交通誘導員）
動力用水光熱費		○	引込費用・使用料（新営） メータ設置費・使用料（改修）		
				○	本受電後の電力基本料金
屋外整理清掃費		○	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等		
機械器具費	測量機器、雑機械器具	○	共通的な工事用機械器具		
	揚重機械器具費			○	
その他	コンクリートの圧縮試験費	○			
	鉄筋の圧接試験費	○	引張試験、超音波探傷試験		
	コンクリートの塩分試験費	○			
	骨材試験費	○	通常の骨材試験費は率に含む。 但し、第三者機関で行う骨材試験費は積上げとする。		
	工事標示板等	○			
	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なもの	○			
	完成予想図			○	
	VOC濃度測定費			○	
	アスベスト粉じん濃度測定			○	
	分析によるアスベスト含有建材の調査			○	
	有資格者によるアスベスト事前調査費用			○	
六価クロム溶出試験			○		

レディミクストコンクリート単位水量測定費			○	
PCB含有シリング材の判定試験費			○	
路床土の支持力比（CBR）試験			○	
現場 C B R 試験			○	
上記に類する各種試験費			○	
その他上記のいずれの項目にも属さないもの			○	

注1) その他共通仮設費（積上げ部分）の区分に○印が無い場合においても、必要があれば実情により別途積上げによることができる。

注2) イメージアップ費のうち、作業員施設の付帯設備（冷暖房施設、水洗トイレ、ウォータークーラー、休憩室類）、環境美化のための設備（フラワーポット、運搬車輛のタイヤ洗浄装置類）は共通仮設費率に含まれる。

(2) 揚重機械器具費について

揚重機械器具費は、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき、積み上げにより算定する。

躯体揚重機械について、地下躯体は移動式揚重機を原則とし、地上躯体は建物高さ及び敷地の広さにより、表10に示す考え方を基本とする。これにより難しい場合は、施工条件等に鑑み、別途定めることができる。

仕上用揚重機械について、建物階数が4階以上の場合は定置型の二本構リフト（建築面積1,000㎡ごとに1台設置を目安とする）とし、3階以下及び地下階は移動式揚重機械とする。

表10 揚重機械選定の基本的な考え方

施工条件		揚重機械
建物高さ	敷地の広さ	
60m 以上	—	定置式揚重機械
60m 未満	広い（揚重機の進入・設置が可能）	移動式揚重機械
	狭い（揚重機の進入・設置が難しい）	定置式揚重機械

① 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

・ 躯体揚重機械

鉄筋コンクリート造の躯体揚重機械の機種を選定及び存置日数は、下記による。鉄筋コンクリート造以外の構造の場合は、「建築積算のための仮設計画標準」（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）を参照する。なお、定置式揚重機械の機種は施工条件等により選定する。

i) 機種を選定

クレーン作業幅と吊上げ荷重から、「参考資料」により移動式揚重機械の機種を選定する。ただし、ブーム長さの範囲の機種とする。

*クレーン作業幅の算出	作業幅 (m) = 建物高さ (m) × 0.58 + 5.0m
*ブーム長さの算出	ブーム長さ (m) = 作業幅 (m) / 0.58 × 1.16

ii) 存置日数

移動式揚重機械の存置日数は、下記計算式により求め、小数点以下第一位を切上げ整数とする。

地下階： $Y = (8.0 \times B \times A / 750) + 1.0 \times m$
地上階： $Y = \{(8.0 \times n + 5.0) \times A / 750 + (3.0 \times PH)\} + 1.0 \times n$
Y : 移動式揚重機械の存置日数 (日)
B : 地下階数係数 (地下 1 階 : 1.5、地下 2 階 : 2.5、地下 3 階 : 3.5)
m : 地下階数
A : 建築面積 (建築面積は基準階面積とする。なお建築面積 500 m ² 未満の場合は 500 m ² とする。)
PH : 塔屋階数×塔屋面積係数 (1 階あたりの面積 100 m ² 未満 : 1.00、100～300 m ² 未満 : 1.33、300～500 m ² 未満 : 1.70)
n : 地上階数 (PH 階数を除く)

・ 仕上揚重機械

機種を選定及び存置日数は、下記による。

i) 機種を選定

移動式揚重機械の機種は、躯体揚重機械と同様の選定方法とし、二本構リフトの機種は、施工条件等により選定する。

ii) 存置日数

存置日数は下記計算式により求め、小数点以下第一位を切上げ整数とする。

二本構リフト (ロングスパン)							
$Y = \{(18.0 \times n + 48) \times \text{建築面積補正係数}\} \times \text{休日等係数}$							
Y : 仕上揚重機械の存置日数 (日)							
n : 地下階数 - 2							
建築面積補正係数 (ただし、建築面積は基準階面積とする)							
建築面積 (m ²)	300	450	750	1,000	1,500	2,000	3,000
補正係数	0.90	0.95	1.00	1.05	1.10	1.20	1.30
休日等係数 : 4 週 4 休 : 1.25、4 週 6 休 : 1.35、4 週 8 休 : 1.50							

移動式揚重機械	
$Y = (4.0 \times n \times A / 750) + 1.0 \times n$	
Y : 仕上揚重機械の存置日数 (日)	
n : 地上及び地下階数	
A : 建築面積 (建築面積は基準階面積とする)	

② 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等による。なお、比較的敷地に余裕があり、屋内階段・EV等の使用が可能な場合は、人力による垂直運搬を標準とするが、屋上防水改修工事は移動式揚重機械を 1 棟あたり荷揚げ及び荷下ろし各 1 日計上することを標準とする。

(3) 鉄骨工事における共通費の補正について

建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率に0.9を乗じて共通仮設費を算定する。また、現場管理費率に1.0を乗じて現場管理費を算定する。

また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは以下による。

- ① 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目(表-11参照)は全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具(定置式・移動式)は、共通仮設費として積上げる。
- ② 体育館、倉庫、格納庫等の鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。また、鉄骨階段、鉄骨庇、設備機器架台等の主体構造物にかかわらない鉄骨工事は補正の対象としない。
- ③ 鉄塔については単体として取り扱い、設置場所(地盤面、鉄筋コンクリート造屋上面)にかかわらず補正の対象とする。
- ④ フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

表-12 S造、SRC造における補正 (注) ○印は対象項目、△印はS造のみ対象項目

鉄骨工事					
鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費	○
工場塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○
建て方費	○	溶接試験	○	現場溶接	○
アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	デッキプレート(合成スラブ用)	○
フラットデッキ(床型枠用)	△	柱底均しモルタル	○	耐火被覆	○
専用仮設	○	付帯鉄骨(母屋、胴縁)	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△
設備機器架台	○	鉄塔	○	C.W一次ファスナー	○

(4) 監理事務所を設けない場合の補正について

監理事務所を設けない場合は、算定した共通仮設費率に0.9を乗じて補正する。また、鉄骨工事における共通仮設費率の補正をおこなう工事で、監理事務所を設けない場合は、さらに0.9を乗じて補正する。

既存施設を監理事務所等として利用できる場合は、利用中の維持管理、利用後の現場復旧に要する費用を考慮し、低減は行わない。

また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

監理事務所の通常の備品等の費用は、共通仮設費率に含み、設計図書に当該工事固有の事情により指定された備品等は別途加算する。

(5) その他工事の取り扱いについて

「その他工事」は以下の通りとし、標準的な項目を表-12に示す。ただし、所管課長の判断により、実情に応じて他の工種においても同様の取扱いができるものとする。

特殊な室内装備品	: 家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品
造園工事	: 種目で造園工事として取り扱われる項目全て
舗装工事	: 種目で舗装工事として取り扱われる項目全て ただし、土工、縁石、側溝は一般工事とする。
とりこわし工事	: 種目でとりこわし工事として取り扱われる項目全て。ただし、アスベスト含有建材処理工事については一般（改修）工事とする。

※ 改修工事における撤去はとりこわし工事に含まない

※ 建設副産物処分料の共通費は、2.（6）、3.（7）に準ずる。

表-13 その他工事の標準的な項目

〈注〉○印は対象項目，×印は対象外項目

		その他工事			
特殊な室内装備品		造園工事		舗装工事	
壁面収納（スチール棚）	○	樹木費	○	土工事	×
ローパーテーション	○	植え込み費	○	直接仮設（舗装用）	○
移動書架	○	地被類（芝張り、は種）	○	アスファルト舗装	○
書架（スチール棚）	○	支柱	○	コンクリート舗装	○
書架（既製木製棚）	○	移植	○	タイル張り舗装	○
家具（造り付け以外）	○	客土	○	石張り舗装	○
造り付け家具	×	植栽基盤	○	インターロッキング舗装	○
カーテン	×	土壌改良	○	舗石舗装	○
ブラインド	×	ツリーサークル	○	グラウンド・テニスコート	○
ファンコイルカバー	×	伐採・伐根	○	平板舗装	○
じゅうたん	×	人工土壌	○	路床整正	○
OAフロアー	×	排水マット敷設	○	舗装機械運搬	○
一般（湯沸室）流し台	×	庭石・モニュメント	○	トラフィックペイント	○
トイレブース	×	温室工事	○	縁石	×
可動・移動間仕切	×			L型側溝・V型溝	×
実験流し台	○			排水ます	×
実験・医療器具	○			開きよ（U字溝）	×
シールド工事	○			排水管	×
舞台機構装置	○				
浴室・シャワーユニッ	×			とりこわし工事	
厨房機器	×			直接仮設工事	○
清掃用ゴンドラ	×			とりこわし費	○
				集積積込み	○
				アスベスト処理工事費	×
				とりこわし材運搬費	○
				とりこわし機械運搬	○

(6) とりこわし工事の取り扱いについて

とりこわし工事における工事概要は、「新営工事」を選択する。なお、敷地保全や管理にかかる工事と併せて発注する際は、とりこわしに関する工事は「その他工事」とし、敷地保全や管理にかかる工事は「一般工事」とする。

(7) 専門性の高い工事の取り扱いについて

以下に示す「専門性の高い工事」は「一般工事にその他工事を含ませて発注する場合」に準ずる。

ただし、所管課長の判断により、実情に応じて他の工種においても同様の取扱いができるものとする。

外壁改修工事	: 種目で外壁改修工事として取り扱われる項目全て
屋上防水改修工事	: 種目で屋上防水改修工事として取り扱われる項目全て

(8) 大規模工事等の取り扱いについて

工事規模が大きい等の理由により、共通費の算定が当基準によりがたいと判断される場合は、所管課長の判断により別途定めることができるものとする。

(9) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合

- ① 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定することができる。
- ② 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とすることができる。
- ③ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。
- ④ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

附 則

この基準は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事については、令和3年6月1日から適用する。

別表－1 共通仮設費率（新営建築工事）

直接工事費		1千万円以下	1千万円を超える
	上限	4.33%	$5.78 \times P^{-0.0313}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.25%	$4.34 \times P^{-0.0313}$
<p>算定式 $K_r = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$</p> <p>ただし、$K_r$：共通仮設費率（%）</p> <p>$P$：直接工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う</p> <p>T：工期（か月）</p> <p>注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>注2. K_rの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする</p>			

別表－2 共通仮設費率（改修建築工事）

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	6.07%	$11.74 \times P^{-0.0774}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.59%	$6.94 \times P^{-0.0774}$
<p>算定式 $K_r = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$</p> <p>ただし、$K_r$：共通仮設費率（%）</p> <p>$P$：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p> <p>T：工期（か月）</p> <p>注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>注2. K_rの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする</p>			

別表－3 共通仮設費率（新営電気設備工事）

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	7.19%	$16.73 \times P^{-0.0992}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.90%	$9.08 \times P^{-0.0992}$
<p>算定式 $K_r = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}$</p> <p>ただし、$K_r$：共通仮設費率（%）</p> <p>$P$：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う</p> <p>T：工期（か月）</p> <p>注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>注2. K_rの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする</p>			

別表－４ 共通仮設費率（改修電気設備工事）

直接工事費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	5.21%	$8.47 \times P^{-0.0608}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	1.91%	$3.10 \times P^{-0.0608}$
算定式 $K_r = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}$ ただし、 K_r ：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T：工期（か月） 注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. K_r の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする			

別表－５ 共通仮設費率（新営機械設備工事）

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	5.51%	$12.40 \times P^{-0.0952}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	4.86%	$10.94 \times P^{-0.0952}$
算定式 $K_r = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$ ただし、 K_r ：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T：工期（か月） 注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. K_r の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする			

別表－６ 共通仮設費率（改修機械設備工事）

直接工事費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	4.96%	$7.02 \times P^{-0.0433}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	1.73%	$2.44 \times P^{-0.0433}$
算定式 $K_r = 12.21 \times P^{-0.2596} \times T^{0.6874}$ ただし、 K_r ：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T：工期（か月） 注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. K_r の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする			

別表－７ 共通仮設費率（昇降機設備工事）

直接工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
共通仮設費率	3.08%	共通仮設費率算定式により算定された率	
算定式 $K_r = 7.89 \times P^{-0.1021}$ ただし、 K_r ：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円） 注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. K_r の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする			

別表－８ 現場管理費率（新営建築工事）

純工事費		1千万円以下	1千万円を超える
	上限	20.13%	$75.97 \times N_p^{-0.1442}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	10.01%	$37.76 \times N_p^{-0.1442}$
算定式 $J_o = 151.08 \times N_p^{-0.3396} \times T^{0.5860}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う T ：工期（か月） 注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする			

別表－９ 現場管理費率（改修建築工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	26.86%	$184.58 \times N_p^{-0.2263}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	12.70%	$87.29 \times N_p^{-0.2263}$
算定式 $J_o = 356.20 \times N_p^{-0.4085} \times T^{0.5766}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T ：工期（か月） 注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする			

別表－10 現場管理費率（新営電気設備工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	38.60%	$263.03 \times N_p^{-0.2253}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	22.91%	$156.07 \times N_p^{-0.2253}$
算定式 $J_o = 351.48 \times N_p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T ：工期（か月） 注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする			

別表－１１ 現場管理費率（改修電気設備工事）

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	50.37%	$530.68 \times Np^{-0.2941}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	17.67%	$186.18 \times Np^{-0.2941}$
<p>算定式 $J_o = 658.42 \times Np^{-0.4896} \times T^{0.7247}$</p> <p>ただし、$J_o$：現場管理費率（%） Np：純工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T：工期（か月）</p> <p>注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする</p>			

別表－１２ 現場管理費率（新営機械設備工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	31.23%	$165.22 \times Np^{-0.1956}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	17.14%	$90.67 \times Np^{-0.1956}$
<p>算定式 $J_o = 152.72 \times Np^{-0.3085} \times T^{0.4222}$</p> <p>ただし、$J_o$：現場管理費率（%） Np：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T：工期（か月）</p> <p>注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする</p>			

別表－１３ 現場管理費率（改修機械設備工事）

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	42.07%	$467.95 \times Np^{-0.3009}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	15.25%	$169.65 \times Np^{-0.3009}$
<p>算定式 $J_o = 825.85 \times Np^{-0.5122} \times T^{0.6648}$</p> <p>ただし、$J_o$：現場管理費率（%） Np：純工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T：工期（か月）</p> <p>注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする</p>			

別表－１４ 現場管理費率（昇降機設備工事）

純工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により算定された率	2.26%
<p>算定式 $J_o = 15.10 \times Np^{-0.1449}$</p> <p>ただし、$J_o$：現場管理費率（%） Np：純工事費（千円）</p> <p>注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. J_oの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする</p>			

別表－１５ 一般管理費等率（建築工事）

工 事 原 価	５百万円以下	５百万円を超え３０億円以下	３０億円を超える
一般管理費等率	１７．２４％	一般管理費等率算定式により算定された率	８．４３％
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（％） C_p ：工事原価（千円） 注１． G_p の値は、小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。			

別表－１６ 一般管理費等率（電気設備工事）

工 事 原 価	３百万円以下	３百万円を超え２０億円以下	２０億円を超える
一般管理費等率	１７．４９％	一般管理費等率算定式により算定された率	８．０６％
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（％） C_p ：工事原価（千円） 注１． G_p の値は、小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。			

別表－１７ 一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）

工 事 原 価	３百万円以下	３百万円を超え２０億円以下	２０億円を超える
一般管理費等率	１６．６８％	一般管理費等率算定式により算定された率	８．０７％
算定式 $G_p = G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（％） C_p ：工事原価（千円） 注１． G_p の値は、小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。			

参考

その他工事等の共通費の算定について

			その他工事等を単独発注	一般工事にその他工事等を含ませて発注
その他 工事	特殊な室内装備品工事 造園工事 舗装工事 電波障害防除設備工事 さく井設備工事	共通仮設費	専門工事業者からの見積もりを参考に計上する 2(6)	その他工事の直接工事費に対する共通仮設費率を1%として算定 2(5)
		現場管理費	専門工事業者からの見積もりを参考に計上する 3(7)	その他工事の純工事費に対する現場管理費率を2%として算定 3(6)
		一般管理費等	専門工事業者からの見積もりを参考に計上する 4(3)	別表-15から別表-17による 4(2)
	とりこわし工事	共通仮設費	専門工事業者からの見積もりを参考に計上する 2(6)	その他工事の直接工事費に対する共通仮設費率を1%として算定 2(5)
		現場管理費	専門工事業者からの見積もりを参考に計上する 3(7)	その他工事の純工事費に対する現場管理費率を2%として算定 3(6)
		一般管理費等	専門工事業者からの見積もりを参考に計上する 4(3)	別表-15から別表-17による 4(2)
専門性 の高い 工事 9(6)	外壁改修 屋上防水改修	共通仮設費	一般工事にその他工事を含ませて発注する場合に準ずる 9(6) →専門性の高い工事の直接工事費に対する共通仮設費率を1%として算定 2(6)	一般工事にその他工事を含ませて発注する場合に準ずる 9(6) →専門性の高い工事の直接工事費に対する共通仮設費率を1%として算定 2(5)
		現場管理費	一般工事にその他工事を含ませて発注する場合に準ずる 9(6) →専門性の高い工事の純工事費に対する現場管理費率を2%として算定 3(7)	一般工事にその他工事を含ませて発注する場合に準ずる 9(6) →専門性の高い工事の純工事費に対する現場管理費率を2%として算定 3(6)
		一般管理費等	一般工事にその他工事を含ませて発注する場合に準ずる 9(6) →別表-15から別表-17による 4(3)	一般工事にその他工事を含ませて発注する場合に準ずる 9(6) →別表-15から別表-17による 4(2)

※改修工事における撤去はとりこわし工事に含まない 2(5)

※一般工事にその他工事を含ませて発注する場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。また、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。